

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年 2月27日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年 2月27日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	饗庭敦子	副委員長	西岡克之
委員	安藤克彦	委員	喜々津英世
委員	堤理志	委員	河野龍二

出席委員外議員

副議長 山口憲一郎

職務のため出席した者

議長	内村博法	議会事務局長	中山庄治
課長	富永正彦	係長	細田浩子

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	勝本真二	総務部長	荒木重臣
企画財政部長	久保平敏弘	教育次長	帯田由寿
建設部長	緒方哲	住民福祉部長	久松勝
健康保険部長	谷本圭介	水道局長	木島英利
会計管理者	谷本清	総務課長	山本昭彦

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成29年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時30分

閉会 11時19分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。3月7日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。はじめに議長のご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は大変素晴らしい天気にも恵まれて、梅の花も青空にひときわ美しく見えております。また、昨日は東京マラソンで諫早出身の井上さんが8位に入賞するなど大変うれしいニュースが入ってきております。

さて、いよいよ3月定例会会議が開催されます。定例会議では、来年度予算など重要な議案が審議されます。白熱した議論、審議を期待するものであります。簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶といたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。続きまして、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。こうやって皆さんがたのお顔を拝見します。いよいよ3月議会も間近だなというふうに思うわけでありまして。朝夕がまだまだ寒い日が続いていまして、一つ郊外に出ますと大変もう梅の花が咲いておりまして、大変美しい風景でございます。本当に議員の皆さん方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げる次第でございます。今回は大変なお忙しい中を第1回定例会にかかります議会運営委員会を開催をしていただきました。まことにありがとうございます。先ほど議長の方からも話が出ましたが、今回の定例会では規約変更の議案が1件、条例改正の議案が9件、事件議案が2件、補正予算の議案が4件、平成29年度の各会計の当初予算の議案が8件、人事案件が2件、合計26件の議案を予定しているところでございます。提案内容につきましては、所管の部長から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

ありがとうございました。それでは、まず提出予定議案につきまして、関係部局長より概要の説明をお願いいたします。まず、総務部関係について。

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは総務部所管の議案につきましてご説明申し上げます。今回の定例会には10個の議案をお願いいたしますようにしております。まず、議案第1号、

長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

これは南高北部環境衛生組合の解散に伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次に、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは介護福祉及び児童福祉並びに英語教育の分野における必要な人材確保を図るために、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度に基づく国家公務員と同様の昇進昇給運営を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行により消防団員の処遇の改善を図るため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございますが、これは和解及び損害賠償を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の追認議決を求めるものでございます。この件に関しましては少しだけ詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

和解及び損害賠償についてでございますが、議員の皆さんもご存じかと思っておりますが、10日ほど前に雲仙市の方で問題が起きまして新聞報道がなされたところでございます。既にこれは本町におきましても、保険金で100%賄ってきたものに関しては、今まで議会には上げておりませんでした。これが本来なら議会の議決事項ですので、これは上げるべきだったということで、ちょっと認識不足の点があったと思っております。本当に申し訳ございません。今回は追認議案として上げさせていただこうと思っております。その中身でございますが、さかのぼれる分、今年度も入れまして5年分、件数として21件、その中身でございますが、車両の接触等の公用車の事故が10件、道路等の施設等での損害賠償が11件でございます。計21件、追認として上げさせていただきたいと思っております。それから議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算、これは予算総額を703万6,000円とするもので、対前年度比約1.5%、1

0万4,000円の増となるものでございます。

次に、議案第25号、人権擁護委員の推薦について。この25号は任期満了に伴う推薦でございます。

次に、議案第26号、同じく人権擁護委員の推薦についてでございます。この議案は法務大臣に対し人権擁護委員の推薦を行うためのものでございます。以上10件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、企画財政部関係につきまして、久保平企画財政部長をお願いします。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆さんおはようございます。企画財政部所管は2議案でございます。まず、第13号議案、平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）既定の予算総額に歳入歳出それぞれ821万8,000円を追加し補正後の予算総額を130億6,376万円とするものでございます。

次に、第17号議案、平成29年度長与町一般会計予算でございます。予算総額を122億130万円とするもので、対前年度比約0.8%、9,457万7,000円の増という予算規模でございます。以上2議案でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、住民福祉部関係につきまして、久松住民福祉部長をお願いします。

○住民福祉部長（久松勝君）

皆さまおはようございます。それでは住民福祉部の議案につきまして、提案理由を申し上げます。

住民福祉部では2議案でございます。まず、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正につきましては、本条例の上位法となります社会福祉法の一部改正を受け、字句の修正を行うものでございます。

次に、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、需要に応じました粗大ごみの収集体制の拡充及び受益者負担の適正化を図り、粗大ごみ戸別収集の有料化を導入するため処理手数料を定めるものとし、所要の改正をするものでございます。以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、健康保険部関係につきまして、谷本健康保険部長をお願いします。

○健康保険部長（谷本圭介君）

皆さまおはようございます。健康保険部関連の上程議案は、健康保健課所管の議案が4件、介護保険課所管の議案が2件、合計6件でございます。

まず、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございますが、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,910万6,000円を減額し、補正後の予算総額を48億9,944万2,000円とするものでございます。次に、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ638万8,000円を追加し、補正後の予算総額を4億5,052万4,000円とするものでございます。

次に、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算総額を48億5,043万5,000円とするもので、対前年度比約97.1%で、1億4,460万2,000円の減でございます。

次に、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算総額を4億6,484万8,000円とするもので、対前年度比約105.1%で、2,274万9,000円の増でございます。

最後に議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算総額を31億4,984万4,000円とするもので、対前年度比約6.7%、1億9,812万5,000円の増、また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額を2,373万8,000円とするもので、対前年度比約4.5%、103万2,000円の増でございます。以上が健康保健部関連の上程議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、建設産業部関係につきまして、緒方建設産業部長お願いします。

○建設産業部長（緒方哲君）

皆さまおはようございます。建設産業部では3議案ございます。まず、議案第12号、和解及び損害賠償の額を定めることについてですが、和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を4億6,836万7,000円とするものでございます。

次に、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についてですが、予算総額を10億3,423万6,000円とするもので、対前年度比約233.1%、5億9,051万8,000円の増でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、水道局関係につきまして、木島水道局長をお願いします。

○水道局長（木島英利君）

水道局所管では、3議案をお願いいたします。

まず、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長与町上水道事業及び簡易水道事業における事業認可の変更及び長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算でございます。収益的収入7億9,685万9,000円に対し、収益的支出7億479万7,000円といたしております。また、資本的収入1億8,843万に対し、資本的支出6億3,355万1,000円といたしております。

最後に、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算でございます。収益的収入10億4,470万3,000円に対し、収益的支出10億2,590万5,000円といたしております。また、資本的収入3億3,618万2,000円に対し、資本的支出6億3,569万8,000円といたしております。以上3議案よろしくをお願いいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、追加議案につきまして、吉田町長をお願いします。

○町長（吉田慎一君）

それでは追加議案でございます。定例会最終日に提案予定でございます議案第27号、長与町副町長の選任についてでございますけれども、これは鈴木副町長の任期が本年3月31日をもって満了することに伴うものでございます。以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について説明します。

中山議会事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

おはようございます。一般質問につきましては、通告者11名、質問件数20件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。請願陳情につきましては、請願は1件、ターゲットバードゴルフ協会会長他4人の連署により公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書が提出をされております。付託先につきましては、この後、ご協議をお願いしたいと思います。

陳情については1件で、お手元に配付の請願文書表のとおりでございます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは陳情につきまして、議会運営委員会におきまして、議長に提出があった場合、請願と同様に扱う協議することとしておりますので、本陳情の取り扱いにつきまして、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。本陳情につきましての取り扱いはいかがでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

前回定例議会でも同趣旨の陳情書が出てたというふうに思います。そのときも陳情の願意等々が十分承知できないというふうな形で、審査は非常に難しいのではないかとという形になったというふうに思いますので、今回もそのような形がいいのではないかとというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この件についてはそうだと思うんですね、今、河野委員がおっしゃるとおりで、私はいいのではないかなと思うのですが、今後のあり方として、いわゆる件名しか分からない訳ですよ。内容は全くわからない状態で、これをそういった形で決めることが果たして適切なのかどうかというのが一つありますので、その取り扱いについて、今後の課題になるのか、この場でどうかなるのかわかりませんが、そのところを気になりましたので、お伝えしておきたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

今回の件に関しては、この内容でそのまま陳情ということで配付という取り扱いでいいというご意見かと思えます。その後の配付に関しましては、後で議論をしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、この陳情は前回どおり配付ということで決定したいと思います。

続きまして、委員会付託についてお諮りをしますけれども、その前に、請願の文書をちょっと配付させていただきたいと思えます。請願1号につきましては、付託が必要かどうかというのを審議したいと思っておりますので、請願につきまして付託をするというふうになっておりますけれども、付託先を総務にするのか、産業厚生にするのかをお諮りしたいと思いますので、請願についての文書を配付させていただきます。議会運営委員会終了後は、配付した資料は、回収させていただきますのでよろしいでしょうか。

続きまして、委員会付託先についてお諮りします。総務文教常任委員会に付託するのは、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第13号、議案第17号、議案第18号。

産業厚生常任委員会に付託するのは、議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号。

本会議即決につきましては、議案第1号、議案第12号、議案第25号、議案第26号。

先ほど申し上げました議案第11号ですね、先ほどご説明ありましたが、追認議案と

いうことで初めての議案になりますので、これを即決にするものか、委員会付託にするものかというのを皆さんに先にお諮りしたいと思いますが、委員の皆さまのご意見を伺いたいと思います。しばらく休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。委員の皆さん、ご意見をお願いします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど、ちょっと中身まで入るのはよくないと思いますので、本来ならば総務に付託される内容かなと思うんですが、内容に応じては、多岐にわたるというところから今そういうふうに分が出てくるのか。追認議決というところでのそういうふうに分かれない。内容がこれから出て来る今まで出さなかった部分の損害賠償の部分が多岐にわたると。総務以外の各課にわたっているということでのそういう意味なのか。単なる追認だから本会議でしたほうがいいのか。その辺がちょっと今のところわからないですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

和解及び損害賠償の額を定めることについては、今まで本会議即決としてきておりましたので、それが本会議即決でいいものか、委員会に付託するものか。おっしゃるように委員会付託になると総務になるであろうと思っております。そこを議論する。委員会別と言うのは、請願の話と多分一緒にされてるのかなと思いますので、そういうことではないので、そこでご意見いただければと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は、12号議案は従来のやり方ですよね。この場合は即決でもいいかなと私も思いますが、やっぱり今回ちょっと件数も多い。後、過去の分ということで、詳しく調査をするためにも委員会付託、当然、本会議でもできるわけですが、他委員会の方は本会議でもできるわけですが、やはり委員会付託をしてきちっとした形で本会議で済めば委員会でも何もないでしょうから、ということで委員会付託を希望したいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見ございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この件も内容をよく聞かないとわからないもので、本会議だとどうしても1人3回までに限られて、より深く詳しく私たちも議決責任、住民に対する説明責任等ありますからそういった点では委員会に付託していただいて、そこできっちり内容を見させていた

だきたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、議案第11号に関しましては、総務文教常任委員会に付託するものとしたと思います。

では、先ほど配付させていただきました請願1号ですけれども、この請願に関して公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書ということになっております。これを総務文教常任委員会に付託するものとするのか。産業厚生常任委員会で協議する分も含まれてると思うんですね。公共施設料金には、その分で連合審査にするものか、その付託先をどうするかというのを皆さんにご意見をいただきたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

先に事務局から説明します。

中山議会事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

請願が来た場合、4件ほど審査の選択がございます。

まず1点目は、両方にまたがっているようなので、主たる部分を占める常任委員会に付託し、その後、必要であれば連合審査。それともう一つ、複数の所管にまたがることから特別委員会を設置する。もう一つ、所管が不明な場合は、文献からですが通常総務文教常任委員会に付託する。最後に、会議規則92条第2項により付託を省略し、本会議即決も可能と、4つの選択がございます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今選択肢を出していただいたんですけど、まず第1点の主たる部分を審査するという部分もどういうふうになるのか。主たる部分というのが、具体的に公民館の部分を審査して、今度はスポーツ施設の方を審査し、というふうに、それもちよっと難しいと思います。改めて特別委員会をつくる内容でもないように思えます。あと残るは不明、確かにどっちが審査するかという部分では、どちらにも関わっているという部分で、そういう意味ではちよっとこう不明といいますか、付託先がよく明快でないという部分では、総務かなというふうに思いますし、本会議の審査というふうにもあり得るんでしょうけども、それこそさっき言う議案をしっかりと審議するという意味では、残された総務となるのかですね。第1点目の主たる部分を審査し、連合審査にするというのは、最初から連合審査というのはもうあり得ないという判断なのかですね。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

連合審査の前に、まず付託先をどこかに決める必要がございます。先ほど言いました不明な場合は通常総務というところで付託をするのですが、そこで総務が審査中に、これはどうしても産業厚生の方にも審査に加わっていただきたい。または産業厚生の方から審査に加わりたいと双方申し出があった場合は、連合審査ということになっていきます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

総務という話もあがっておりますけれども、この請願人をみてみますと長与町体育協会傘下の単位協会の会長なり顧問とかいう名目で上がっております。基本的にこの団体は都市公園施設を利用する団体ということであれば総務ではなくて産業厚生かなど。請願の理由の中の5行目に文化振興という、ほんの若干ですけれども、触れてありますので、総務も何がしかの関係があるかもしれませんけれども、公民館とか、そういう交流センターとか、ふれあいセンター、そういったところの使用料に対することは何も触れていないという気がするんですが、私は関連がありますので当初から連合審査でもいいのではないのだろうかと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にご意見はございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、喜々津委員が言われたのは、主たる付託先を産業厚生にして、連合審査を行うというふうな発言だったのかですね、その辺を確認させていただきたい。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ちょっと初めてのことでわからないんですが、当初から連合審査という形ではできないのですか。まず、付託先を決めて、そして連合ということで。そうすると冒頭私が申し上げましたように、基本的にこの団体は都市公園施設を利用する団体だと思っておりますので、付託先は産業厚生常任委員会で、総務文教も連合審査に加わっていただきたい。そう思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、ご意見が産業厚生常任委員会に付託して、その後の連合審査ではというご意見ですけれども、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。請願1号に関しましては、所管が不明である請願の場合という形で、総務文教常任委員会に付託するものと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、以上で委員会の付託を決定したいと思うんですけども、再度ちょっと確認だけ。最初にご説明した分に加えて、総務文教常任委員会に付託するものは、議案第11号と請願1号を加えるということになります。ただいまのとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがいまして、委員会の付託などにつきましてはただいまのとおり決定いたしました。

続きまして、会期日程について説明をいたします。

中山議会事務局長。

○議会事務局長(中山庄治君)

会期につきましては、3月7日火曜日から3月24日金曜日までの18日間で、7日、火曜日、議長報告、行政報告、施政方針説明、議案上程のち議員全員協議会、8、9、一般質問、10、金曜日、一般質問と議案審査、付託と即決、11、12が休会、13、14、15、16、17まで委員会審査。18、19、20、休会。21、22、付託審査。23、付託審査の予備日です。24日、金曜日、委員長報告、採決でございます。以上でございます。

○委員長(饗庭敦子委員)

お諮りいたします。会期日程案につきまして、ただいま事務局長から説明がありましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがいまして、第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

その他皆さんの方から何かございませんか。ないようでございますので、執行部の皆さんは退席を願います。お疲れさまでした。

教育長。

○教育長(勝本真二君)

一応、日程が決まったんですが3月15日が中学校の卒業式です。17日が小学校の卒業式です。午前中行われますので、案内はもう届いてるかと思いますので、子供たちへの励ましの言葉をいただければ幸いに存じます。以上でございます。どうもすみません。遅くなりました。

○委員長(饗庭敦子委員)

お疲れさまでした。場内の時計で10時30分まで休憩します。

(休憩 10時18分～10時28分)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開したいと思います。その他の事項のところに入りたいと思いますが、まず最初に議長より九州新幹線西九州ルート整備促進意見書について諮問がございますので、お願いしたいと思います。

議長。

○議長（内村博法議員）

九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書ということで皆さんにお願いしたいということで、これから説明をしたいと思います。

新聞等で皆さまもご存じのとおり九州新幹線西九州ルートにつきましては、フル規格でお願いしたいというのは県から要望が出ております。具体的には、今回、長崎県下の市町村議会新幹線推進連絡協議会というのがありまして、これは長崎県の市町村の議長がメンバーになっております。後で事務局長の方から説明があると思いますけども、この協議会からフル規格化の検討を国へ強く申し入れてくれという依頼がありまして、今回この意見書を出したいと。長与町もですね。ということで諮問したいとこういうふうを考えております。内容につきましては、事務局長の方からお願いしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

ただいま議長からご説明があったように、29年1月31日に長崎県下市町村議会新幹線推進連絡協議会より九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書の検討をお願いしたいという文書が来ております。県下町議会新幹線推進連絡協議会は長崎県全域の市町が加盟をしておりまして会長が長崎市議会の前の議長ですね。それと副会長が諫早市、もう一つ副会長が大村市、西彼におきましては、時津町が幹事となっております。

請願の願意にありますフリーゲージトレインにつきましては、資料を規約の後にずっとつけておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。それでは、文章を読み上げさせていただきます。

1枚目、長崎県下市町村議会新幹線推進連絡協議会が平成29年1月17日の役員会において、各市町村議会において意見書により全線フル規格化の検討を国へ強く申し入れていく必要があるということが決定され、九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書の提出を求めることの要請が平成29年の1月31日付けの文書であっております。このことを受けまして、本町議会でも意見書の取り扱いを決定していただくため、議会運営委員会に諮問をするということでございます。そのまま請願書を読みますので3枚目をお開きください。

九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書（案）。九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であるとともに

に、次のところ、原案は〇〇市、町なのですが、ここを長崎県に変更しております。

長崎県の発展においても極めて重要な役割を担うものであるためその開業が期待されております。この西九州ルートはフリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に、武雄温泉、長崎区間の工事実施計画が認可され、平成34年度の開業に向け工事が進められております。しかしながら、FGTの開発については、平成26年10月に開始された耐久走行試験において、台車の摩耗等の不具合が発生し、平成27年10月には国から平成34年度中に量産車を導入することは困難であるとの見解が示されました。これを受けて平成28年3月に関係6者による九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方にかかる合意がなされ、平成34年度に武雄温泉駅での新幹線と在来線特急との対面乗りかえ方式、リレー方式により暫定開業することとなっております。

なお、FGTについては、その後、改良された台車にて室内走行試験が実施されたものの、この試験の途上において再び不具合を生じ、平成28年11月に開催された区間可変技術評価委員会において、現時点においては、このまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていないと評価されたことを受け、国からは、今後、検証走行試験の実施とコスト削減策の検討を行い、改めて今年初夏に耐久走行試験の再開について評価を受けることが表明されております。

こうした経過からFGTの実現性について、新幹線開業を待望する市（町）民の間には戸惑いや懸念が広がり、また、営業主体である鉄道事業者からも次回の区間可変技術評価委員会の評価結果によっては、全線フル規格化の検討が必要との姿勢が示されるなど、最終的な西九州ルートのあり方を早急に求める声が上がってきております。よって、国におかれましては、次のとおり対応されるよう強く要望いたします。

1、新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう山陽新幹線への直接乗り入れを確実に実現すること。2、対面の乗り換え方式が固定化することがないよう全線フル規格を視野に入れた検討を早急に進めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年、月、日、〇〇町議会、以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま説明がございましたが、皆さんの方からご意見ございませんか。ご意見、質問ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議運でこの意見書について協議をして合意ができれば、委員会発議という形になると思うんですけども、私どもは、この問題は、ずっと問題視してて、先行きも非常に不透明という意味では、この促進に関する意見書については賛同できないと発言をしておきます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新幹線の問題はいろんな考え方がある。これは住民の方の中にも時間短縮効果が果たして妥当なのか。これだけの費用がかけて何分じゃないかということで、ここでは開業が期待されておりますと書かれておりますけれども、必ずしも全町民の意思がそこにあるというふうには私も思っておりませんので、これを一致して委員会発意という形にはちょっとなり得ないというふうに私は思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

河野委員さんより自分達は反対という意思を示されましたので、もし賛同者で出すんだったらどんな順序でもっていけばよろしいんですか。事務局。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。今、反対の意見も出ておりますが、他に皆さんからご意見ございませんか。なければ、委員会としては合意できなかったということで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで決定をいたします。

では、続きまして、申し合わせ事項について、事務局より説明します。お願いします。課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

資料の方、A4の横で、長与町議会運営に関する申し合わせ議会先例集の一部改正についてということで、ホッチキス止めをお配りをしていると思います。これにつきましては、前回のこの議運の中でこういう改正をということで、お知らせをさせていただいたところですけども、若干その後もこうしたほうが良いというのが出てきまして、今、初めて資料としてお配りをさせていただいております。まず、現行、左側に現行ですね。改正後を右側に持ってきております。まず現行の方の問題点を説明をいたしますので、まず、現行の左側の方を見ていただいて、委員の選任のところ、（1）常任委員の選任でございますが、常任委員の選任に当たっては各議員の希望をとり正副議長及び同期議員代表が調整の上、会議に諮って指名すると書かれております。

うちの現在のやり方につきましては、各議員の希望をとって調整して、会議に諮って指名するという部分につきましては、総務文教常任委員と産業厚生常任委員のみでございますので、その部分を明確に総務文教常任委員及び産業厚生常任委員の選任に当たっ

てはと書きかえたいと考えます。次に、現行の（２）ですけれども、こちらも議会運営委員の選任につきまして、委員の構成は各常任委員会から３名と書いておりますけれども、この部分につきましても先ほどと同様に総務と産業からそれぞれ３名ということでございますので、明確にお示しをしたほうがいいということで変えたいということで考えております。（３）でございます。議会広報広聴常任委員会と書いておりますけれども、ここは委員の選任の項でございますので会と書く必要がないということで、まず会を削って、委員の選任と。上と合わせます。中身の本文も委員の構成は、で始まっておりますけれども、こちらも議会広報広聴常任委員は、ということで、それぞれ総務と産業からそれぞれ４名を選任するというので、なお書き以降、正・副委員長は、委員の互選とするというのが残ってるんですけども、この部分は、常任委員会化をした時点で委員会条例の方で、正副委員長は、委員の互選というのはもう明文化されておりますので、これは削って問題ないということで削っております。

それと下に参りまして、１番下の枠ですね。選任による委員、事務組合等の議員の選任というところでございますが、（１）で改選時の委員等の選任に当たっては別表に定めるとおりとし、１人１役を基本とし、推薦及び選挙により選任するというのと、（２）で、原則として、議長は産業厚生常任委員会に、副議長は総務文教常任委員会にそれぞれ所属するものとするとするという、この２項目があるわけなんですけれども、右側に赤で書いてありますが、（１）につきましては、組合等の議員の選任という、これは常任委員とまた別物ということでございますので、先ほどの１番上の委員の選任の下に一つ枠を設けまして、組合等の議員の選任という枠を一つここで独立させてつくりたいと。これは後に別表、皆さんお持ちだと思いますが、申し合わせの別表ですね、１人１役の表、これをつけておりますけれども、組合等の議員は別表に定めるとおり総務文教常任委員及び産業厚生常任委員会においてそれぞれ選任する、という、今やってることをはっきりさせるということで書かせていただいております。

戻りますが１番下の枠の左側（２）の原則として議長は産業に、副議長は総務にというものにつきましては、これは委員の選任の（１）ですね、先ほど総務文教と産業厚生希望をとってという部分がありましたけれども、この時点で自動的に議長は産業厚生に、副議長は総務文教にといくわけですから、これは（１）にそのままつけて問題ないだろうということで、これをここに持っていった形になっております。以上が、今回の先例集の一部改正の部分でございます。

何かを変えるということではなくて、今やってることをはっきり分かりやすく、明文化するというので変えさせていただいております。この件については以上です。

もう一つ、紙１枚物でＡ４の横で、基本条例における議会運営委員会と広報広聴常任委員会の具体的役割（案）ということでさせていただいております。これも前回、前々回の議運の中で、広報広聴常任委員を議運のメンバーにというお話が出てきて、それにつきましては、今までどおりということで話は終わっていたんですが、広報広聴常任会

について、議会改革の関係ですね、特に基本条例における部分、役割を明確にして、ちゃんと全協あたりで図った方がいいのではないかというお話が出ておりましたので、これ事務局の方で勝手につくらせていただいたものでございます。左側に議会運営委員会、右側に広報広聴常任会ということで分けさせていただいておまして、基本条例の各条項に出てきます、やりますと、やらなければならないと書いてるものを右左で振り分けたものになります。今回広報広聴の方がメインでございますので、右側の方を説明いたしますが、第3条の議会の活動原則の中で、積極的な議会情報の公開という文言が出てまいります。括弧書きの中が、今やっているようなものを議会広報誌ということでまず書かせていただいております。それとホームページ、フェイスブック、これは括弧の中が規約とか、要綱とか、そういうものを示しております。それと議会中継ですね。第6条、議案に対する議員の賛否状況の公表等という文言と、あらゆる情報伝達手段による議会活動の周知というこの2文が6条の中で出てまいりまして、議員の賛否状況の公表は議会だよりで今既に行っていると。あらゆる情報伝達手段によるという部分でホームページ、フェイスブック、あとインターネットの議会中継あたりを今やってるというものをお示しをしているところです。

7条の議会報告会等は、議会報告会開催要項に基づく議会報告会と同じく開催要綱に基づく住民懇談会というものをここに上げさせていただいております。裏に参りますけれども第15条、こちらは広報広聴機能の充実ということで、議会広報誌による情報公開という一文と、多様な広報手段の活用という文言がこの15条の中で出てまいります。情報公開につきましては、議会広報誌による情報公開はもう議会広報紙ですので、広報紙の編集要綱・要領に基づいて、今、既に広報広聴のほうでやっていると。あと多様な広報手段の活用という部分では、先ほどから申しておりますようにホームページ、フェイスブック、議会中継と。あと広聴の部分で、町民意識調査というものを今年度は広報広聴でやったということで上げさせていただいております。それと前回、議運の中でも話題になりました議会ポスト、この部分もここに入ってくるのかなということで、項目としては上げさせていただいております。以上、事務局サイドでつくらせていただいておりますが、問題はこれを全協なりどこかの場面で、どういう、振り方になってくるんだろうと思うんですけども、そのあたりをどうお示しをしていくのかという部分をお話をしていただければと考えております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま説明いただきましたけれども、議会に関する申し合わせに関しては、前回、説明があった分をきれいにまとめていただいた文章ということでご理解いただきたい。具体的な役割は、議会運営委員会と広報広聴常任会、両方で改革を進めていく中で、どの部分がどちらにあたるのかというところを明確にしたものでございます。今日、ご意見をいただいて全協でお示しをしていきたいと思っておりますので、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。ご意見はございませんか。よろしいですか。ということで

あれば、役割の明確化と、片方は申し合わせの改正ですので、それで全協でご説明したいと思います。それでは次に入りたいと思いますけれども、要望書が来ておりますので、その件について事務局より説明いたします。

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

お手元に資料はございませんが、要望書が2件提出をされております。1件目が条例の廃止を要望する署名の提出ということで、今回の使用料・手数料の分に係る署名、要望書でございます。2件目が、高田踏切周辺の交通対策安全についての要望ということで、要望書が来ております。

ご存じのように申し合わせ事項にありますように、この類につきましては、議長の判断により参考配付とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。3月7日に参考配付をいたします。

○委員長（饗庭敦子委員）

よろしいでしょうか。続きまして、平成29年度議会の年間計画と議員の研修計画を事務局の方から説明します。

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

お手元に配付してあります黄色の入った年間計画と、もう1つ研修計画がございます。年間計画については、28年度より1年間を通して会期の始め等を決めておいた方が、各議員のいろいろな諸事情というか、行事等も組みやすいということで決定をさせていただいております。考え方は28年度と同じで、開会日を第1火曜日、それと最終日につきましては、例年の分で載せておりますが、この最終日については、議会の運営委員会で決定ということで最終日につきましては確定ではございません。

それともう1点、招集日は、町長が決定権がございますので、この案を持って執行部の方に協議をして、よければ、これも3月7日のときに皆さんに配布をしたいと思っております。

研修計画ですが、29年度、いろいろと研修があるんですが、確定したものだけを今のところ載せておりますので、今後、追加等出てくるかなと思いますが、それはそのときの議会運営委員会にお諮りして決定をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまのご説明に何かご質問、ご意見ございますか。ないようであれば、次に臨時会について議長から諮問がありますので、ご説明をお願いします。

議長。

○議長（内村博法議員）

今常任委員の任期、それから委員長の任期、それから各種委員の任期が今度の4月末ですかね、任期満了を迎えます。それに伴いまして、長与町議会臨時会を召集したいと

いうことで、町長の方に請求するというにしたいと思います。詳細は局長の方から。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

それでは説明をいたします。委員会条例第3条に委員の任期が2年となっております。現委員会の委員の任期は平成27年5月1日から平成29年4月30日までですので、議会において委員の選任または委員会において正副委員長の互選が必要となっております。臨時会については、地方自治法の改正により議長が議会運営委員会の議決を経て、町長に招集のお願いができるように改正がなっておりますので、今回、これを案件とさせていただきます。4月30日が任期ですので、臨時会の開催は5月1日以降、あとは町長がいつ開催をするかということで、決定をすることになろうかと思っております。議会としては招集の告示の手続のお願いをするということでございます。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

臨時会招集請求の件について、皆さんの方から何かございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということなので、臨時会を招集することを決定したいと思いますよろしいでしょうか。では決定いたしました。

追加の説明を、局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

すいません。言い忘れました。同時に長崎県の後期高齢者医療連合議員と長与・時津環境施設組合の議員、それと西彼中央土地開発公社の理事の改選も任期が2年ですので、改選が行われることとなります。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、最後に議会運営委員会での協議決定事項というのをお手元に配付しているかと思っております。平成27年度も配付させていただいて、27年度配付したときに3月2日まででしたので、平成28年度とは書いてますが、その後3月30日に1回議会運営委員会開いておりますので、その分もつけ加えております。その中で、皆さんにいろんな議論をしていただき決定した事項をまとめておりますので、読んでいただければと思います。視察で議題にというか、視察で視察の研修項目に上げたものも全部一応、話し合ってきたものとできないものと今後、継続というものもあろうかと思っておりますので、その分もまとめてありますので、今後、また次回の議会運営委員会で引き継いでいただければなと思っております。この件に関しまして、皆さんから何かございますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この間の議会運営委員会ですら議論をした中で、ちょっと先ほど過去の資料を見てたときに、議会事務局の方から提言があって、いったんこれは議長の方で、手続的に

議長1回見ていただいた方がいいということで、1回戻したのがあったと思うのですが、それは、もう積み残しという形になってるのでしょうか、お伺いしたい。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、言われた分は28年の9月7日のところを見ていただきまして、その前の8月29日におっしゃられたようにいったん提言を受けました。その後1ページから13ページまで検討すると決めておりましたが、9月7日に提言の取り下げというのがございまして、皆さんで了承して取り下げました。その後、10月26日にもう一度提案があったので、議長への申し入れをしていきたいというふうに進めていきたいというところではございましたが、進んでない状況が現状です。ので、できれば次回に引き継いでいただいて、いったん取り下げられるものですから、出していただかないと議会運営委員会としては進めれないというところもございまして、事務局と議長と議会運営委員長との話し合いにもなろうかと思いますが、そのあたりで、できればいろんな改革の中の一つとして、進めていければなと思っております。以上です。

他にございませんか。なければ皆さんの方から今日出した案以外に何かございますか。
安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

1点ですけれども、今回ちょっと議案の中でもあった、タイミングよく出てきているのですけれども、この和解及び損害賠償の額を定めることについてという議案がありましたよね。前の議会、前の前の議会の時も私ちょっと委員会の中では執行部側に言ったんですけれども、こないだスライダーのが出てきたときに、これがどういった形が出てきたのかという質問をすると、額が大きかったからみたいな感じの答弁だったと思うんですよ。ただ、本来自治法上は額が幾らであれ今回説明があったとおりでしなきゃいけない。それをずっと言っていたんですけれども、ちょっといまいちピンとするような回答が得られなかったのですが、他市町でよく見られるのは、これをある程度額を議決をしなきゃいけない。契約とかと一緒にすよね。額をある程度一定額定めて、それ以下の場合には専決を認めるという形に、迅速性とかいろんなことを考えるとやっぱりそういった対応も議会としてしていかなきゃいけないのかなって思います。そういったことは執行部側から上がってくることはないと思うんですよ。議会のいわゆる力を削ぐという見方もあるわけで、これは議員側から何とかして、一番大切なのは迅速性だと思います。被害に遭われた方に対して、いろんなことを賠償をしていくうえで、誠意をもって迅速に対応するということが大切だと思いますので、そういった事を議会の中でちょっと議論をするなり、執行部側からもこの場で言えないでしょうけど、水面下で何かそういった申し入れがあつてないのかなあというのもあるので、ちょっと今後ですね、やはり議会としても、そこのところを考えていく必要があるのではないかなと思うんですが、この議運もうあとわずかですので、ちょっと期間がないので、やっぱり次回の議運にそれは託さなきゃいけないのかなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまの意見に対して皆さんの方から他にご意見はございませんか。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

非常に大事な件だというふうに思います。今、安藤委員が言われた部分がですね。多分、先ほど安藤議員も言われたけど、他自治体での参考にする内容があると思うんですよ。そういうのも早急に取り寄せて、やはりこの年度末で、いわゆる年度当初からそういうのが機能できるような形をとるのも1つの策かなと。何でしょうね。不備があつてはいけませんが、内容を改定できる部分には、次の議運にゆだねて、だいたい大枠は、この議運の中で一定つくっておくというのも時間的にはまだあるので、できればやった方がいいのかなと。ちょっとそういう感じも受けました。私は以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他の方はいかがですか。今、言われた損害賠償について、議員で話し合っている程度の金額を決めるのがいいのではないかということだと思っております。専決処分にとということだろうと思っておりますので、おっしゃるように4月30日までは任期がありますので、その間に進めていくものか、確かに新年度から本来であればしていただいた方がいいのかなと私は思っておりますが、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開いたします。ただいまの和解及び損害賠償額を定めることについては、次の議会運営委員会に引き継いでいきたいと思っております。資料に関しては今回議案にも出ておりますので、その委員会の中で出てきたものを参考資料というふうに配付していただくといいかなと思っております。

最後にもう一点、先ほどの委員会の中で出ました。陳情を今後は議論していくということで、陳情の内容見ないと請願と同じようにするかどうかというのは明確にわからないので、その場合は、議会運営委員の委員会の中で陳情も配付していただいて、再度、回収するというところでしていきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

特にその方法ではぜひそういうふうにやっていただきたいという気持ちはあるんですが、自治法等の中に議長が必要と認める場合はとか、もしそういう文言があるんだったら、なかったですかね。もしそうならいったん議長の方で、もう無条件で配付という形でもいいのかどうかちょっと気になるのですが、いかがでしょうね。

○委員長（饗庭敦子委員）

無条件に配付ということではないかと思うんですね。おっしゃられるようにもちろん

議長が必要と認める場合ですので、今、出していただいているものも議長が必要と認める場合の審議をしてるわけなので、認めないものは、配付もされませんし、ここに上がってきませんので、上がってきたものに関して、いったん配付をして回収するというところで、ご理解いただければと思います。他にございませんか。

議長。

○議長（内村博法議員）

平成28年の議会運営委員会協議決定事項で、2月1日のところで、最後の2月1日のところ（3）で、これ公聴としての、広聴の広い字ではないのかな。そういうことですね。広報広聴委員会としての取組、この次に今日の決定事項を載せるんでしょ。今日の議運の続けてね。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま言われた字句の訂正と今日の分の決定事項をまた記載して、再度、配付ということにして、今年度の決定事項のお知らせということにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

他に皆さんの方からございませんか。ないようであれば議会運営委員会も臨時の議会運営委員会とか議会に関するものでは開くことあるかと思いますが、今後の事件としての項目はもうないかと思えますけれども、皆さんよろしいでしょうか。2年間お疲れさまでした。これで議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 11時19分）

委員長